

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

## 今回のテーマ

### 【65歳になる前に知っておきたい年金知識】

- 1 老齢年金の繰下げ受給の上限年齢引き上げ、繰上げ受給の減額率の見直し
- 2 在職定時改定制度
- 3 将来受給できる年金額を確認する方法

## 1 老齢年金の繰下げ受給の上限年齢引き上げ、繰上げ受給の減額率の見直し

老齢基礎年金および老齢厚生年金（以下、老齢年金）は原則として65歳から受け取ることができますが、繰上げ受給・繰下げ受給によって、受給開始時期を選択することができます。

受給開始時期は従来60歳から70歳の間で選択することになっておりましたが、令和4年4月施行の改正により、受給開始年齢の上限が75歳に引き上げられました。また、この改正に伴い、繰上げ受給の減額率が変更されました。

### （1）老齢年金の繰下げ受給

老齢年金を66歳以後に受給開始する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるようにすることを目的として、令和4年4月より、繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられました。

（※改正後の繰下げについては、令和4年3月31日時点で、70歳に達していない方（昭和27年4月2日以降生まれの方）または受給権を取得した日から5年経過していない方が対象となります。）

[https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.files/01\\_0401kurisage.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.files/01_0401kurisage.pdf)

### （2）老齢年金の繰上げ受給

老齢年金を60歳から65歳になるまでの間に受給開始する場合、繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数に応じた減額率により、年金額は減額されます。

繰下げ受給制度の見直しに伴い、令和4年4月より、繰上げ受給の減額率は1月あたり0.5%から0.4%

に変更されました。

(※令和4年3月31日時点で、60歳に達していない方(昭和37年4月2日以降生まれの方)が対象となります。)

繰下げ・繰上げによる減額率、増額率は生涯変わりません。いつから年金を受給するのがより有益であるかは一概に言うことはできませんが、今年の改正により受給開始時期の選択の幅が広がったことで、老後の生活設計に多様な選択肢が生まれたと言えます。

[https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.files/02\\_0401kuriage.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.files/02_0401kuriage.pdf)

担当： 高橋

## 2 在職定時改定制度

原則として65歳から支給される老齢年金は、老齢基礎年金と老齢厚生年金からなり、老齢厚生年金は保険料(平均標準報酬額)と加入期間から支給額が計算されます。65歳以降も在職中で社会保険に加入している場合、年金を受給しつつ、70歳まで保険料を納付し続けることとなります。

納付している保険料は、退職時または70歳到達で資格を喪失するまで年金額に反映されていませんでしたが、今年の10月からは制度が変更となり、在職中に納付していた保険料は毎年10月に年金額に反映されることとなりました。

前年9月から当年8月までの保険料(平均標準報酬額)と加入期間が算入され、10月分の年金額が改定されるため、働いて納付した保険料が1年後には年金となって戻ってくるイメージとなり、仕事へのモチベーションアップが期待できます。

ただし、給与額や年金額が一定額以上の場合は、老齢厚生年金の一部もしくは全額が支給停止となります(老齢基礎年金は全額支給されます)。

具体的には、年金月額と総報酬月額相当額(年間の給与+賞与の額を12で割った額)の合計が47万円を超えると給与額や年金月額に応じて年金が減額されることとなります。

このため、納付した保険料等がすべて反映されない場合もあることに注意が必要です。

[https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.files/05\\_0401teijikaitei.pdf](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0401.files/05_0401teijikaitei.pdf)

担当：佐藤

## 3 将来受給できる年金見込み額を確認する方法

令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況(令和4年4月)によると、国民年金の老齢年金(25年以上加入)の受給者の平均年金月額は、令和4年4月末で5万6,272円、民間の会社員の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は14万4,451円でした。

受給できる年金見込み額は「ねんきん定期便」で確認することができます。これは日本年金機構から年

に1回、誕生月に届く書類です。ねんきん定期便は毎年基本的にハガキで届きますが、35歳・45歳・59歳になる年には封書で届きます。主な記載内容は

- ①これまでの保険料納付額（累計額）
- ②これまでの年金加入期間
- ③これまでの加入実績に応じた年金額

となりますが、③に関し、50歳未満の場合は「ねんきん定期便作成時までの加入実績でもらえる年金額」が、50歳以上の場合は「60歳まで加入した場合の年金額の目安」が記載されることとなっております。

また、2022年4月より「公的年金シミュレーター」の試験的な運用が開始されました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki\\_nenkin\\_simulator.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html)

公的年金シミュレーターは、厚生労働省が開発した年金額簡易試算ツールとなり、働き方・暮らし方の変化に応じて将来受給可能な年金額を簡単に試算できます。ID・パスワードの入力もなく、生年月日・年収・就労予定年数・受給開始年齢を入力すると年金見込み額を確認でき、条件の変更等も簡単に行うことができます。

上記のねんきん定期便の二次元コードを利用するとより詳細に試算することもできます。

2022年10月より社会保険の適用拡大もあり、社員が将来自分が年金をどれだけ受給できるかは興味があるところかと思います。上記の方法を周知し、自身のライフプランをしっかりと立ててもらうことも仕事への意欲向上につながると考えます。

担当：濱

#### お知らせ / ご案内

10月から雇用保険料率が改正となっておりますので、給与計算の際はご注意ください。

##### 【被保険者負担率】

一般の事業：3/1,000→5/1,000

農林水産・建設等の事業：4/1,000→6/1,000

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>

#### 作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2階

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

Homepage：<https://www.ys-office.co.jp> Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>



社会保険労務士法人 山口事務所  
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office